

短期保証

県内の中小企業の方を対象とした汎用的な融資制度として、資金の調達を容易にし、金融の円滑化を図る「短期安定保証」を設けております。国のセーフティネット保証や流動資産担保融資保証との併用も可能としておりますので、ご利用ください。

- 対象者 県内に事業所を有する中小企業者又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者

※ 中小企業信用保険法に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。

※ また、流動資産担保融資保証制度が利用できます。（ただし、根保証は除く。）

※ なお、本制度に係る既存借入金の借換ができるものとする。ただし、借換後の融資期日が借換（借換が複数回に及ぶ場合は初回の借換）前の当初借入日より1年以内の場合に限る。

- 融資限度 運転資金、設備資金 5,000万円（併用時は5,000万円限度）

- 融資期間 1年以内

- 融資利率 金融機関所定利率

- 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。（責任共有制度対象）

年0.45%～1.60%

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年0.70%（第1～4、6号）年0.65%（第5、7、8号）、

流動資産担保保証の場合 年0.60%

- 担保 審査により担保が必要となる場合があります。

- 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

- 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

＜問い合わせ先＞

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。